

令和7年9月19日
島根県病院局（県立病院課）
次 長 米山 祐司
課長代理 竹下 泰弘
TEL:0852-22-6183（9月19日）
TEL:0853-30-6459（9月22日以降）

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったのでその概要を公表する。

記

1. 該当職員

- (1) 所 属 県立病院
- (2) 職 名 主任看護師
- (3) 年 齢 30代
- (4) 性 別 男性

2. 事案の概要

当該職員は、令和7年6月14日（土）午前2時34分頃、出雲市内の複数の飲食店で飲酒を伴う会食後、出雲市駅北町の市道において自転車を運転中に警察官に呼び止められ事情聴取を受けた際に、基準値を超える呼気1リットルあたり0.15mg以上のアルコール濃度が検出されたため、自転車の酒気帯び運転で検挙された。

（参考）7月17日 略式命令・罰金10万円（出雲簡易裁判所）

7月25日 納付告知（出雲区検察庁）

8月4日 納付

3. 該当職員

- (1) 所 属 県立病院
- (2) 職 名 主任看護師
- (3) 年 齢 40代
- (4) 性 別 男性

4. 事案の概要

当該職員は、令和7年6月19日（木）午後11時54分頃、出雲市内の飲食店で飲酒を伴う会食後、出雲市今市町の県道において自転車を運転中に警察官に呼び止められ事情聴取を受けた際に、基準値を超える呼気1リットルあたり0.15mg以上のアルコール濃度が検出されたため、自転車の酒気帯び運転で検挙された。

（参考）8月12日 略式命令・罰金10万円（出雲簡易裁判所）

8月19日 納付告知（出雲区検察庁）

8月27日 納付

5. 処分内容 停職 1 月

6. 発令日 令和 7 年 9 月 19 日

7. 処分理由

酒気帯び運転という行為は、県民の県行政に対する信頼を著しく損なうものであり、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 33 条の規定に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するため、厳正に処分した。

8. 管理監督者の処分

(1) 処分対象者 看護局長等

(2) 処分内容 厳重注意

9. その他

服務規律の確保について、両病院長（中央病院・こころの医療センター）に対し、各職員への徹底を図るよう文書通知を行った。